

○療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

- ・入院基本料等について

(・医療従事者届出事項　・入院基本料について　PDF 参照)

- ・入院時食事療養（I）について

当院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

- ・診療明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

- ・実費料金（保険外負担）等について

（個室届出院内掲示自費徴収分令和7年1月1日　PDF 参照）

- ・患者様の転院搬送時付き添い

患者様が他医療機関に転院される際はご家族様に対応いただくのが基本ですので、患者様の状態が悪くご家族様だけでは対応が困難であると医師が判断した場合は、介護タクシー等にご家族様より依頼していただく。

患者様本人に危険行為等が見られる場合は、必要に応じて看護師・主治医が同乗する場合もある。

なお、その場合につきましては、患者様・ご家族様に下記の要領で諸経費を徴収させてい

ただきます。

1、付添い料

看護師 1人1時間 2,000円

(病院出発時間～病院帰院時間、30分単位切り上げ)

医 師 1人1日 50,000円

- ・精神疾患以外（内科疾患等）の悪化、急変時対応の場合は上記限りではありません。

○患者様相談窓口の設置

当院では、患者様・ご家族からの相談及び苦情等に適切に応じるため、地域連携室を相談窓口として設置しています。

相談や苦情のうち医療安全に係るものについては、医療安全推進者が窓口となり、患者様・ご家族に対応いたします。

また、相談などをしたことにより、患者様・ご家族に不利益が発生しないことを徹底し個人情報の保護を行います。

○看護職の負担軽減および処遇改善についての当院の取り組み

・電子カルテの導入により業務の効率化を図り、記録に係る時間短縮や事務的業務の削減など、業務負担の軽減を行っています。

・有給休暇の積極的な取得に取り組んでいます。

・始業前就業を含めた時間外労働の適正化に努めています。

・病棟内清掃などの周辺業務を、他職種に委託しています。

・看護補助者との協働により、日常生活の援助を行っています。

・業務改善を図り、働きやすい職場環境の提供に取り組んでいます。

・ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間や勤務形態を取り入れています。

・専門知識を持つ他職種との業務分担により、業務の円滑化を図っています。

○院内感染防止対策に関する取り組み

(院内感染防止対策に関する取り組みについて PDF 参照)

○医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定しております。

○医療 DX 推進体制整備加算

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の充分な情報を取得・活用して診療を行っております。

○一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

○後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、外来・入院ともに後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

昨今の医薬品供給が不安定な状況を踏まえ、入院患者さまへの治療計画の見直しや薬剤を変更する可能性がございますが、その際は十分な説明を致しますのでご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

また、外来患者さまへは、保険薬局にて銘柄によらず調剤でき安定的に薬物治療が提供できるように、医薬品の供給状況等を踏まえ銘柄によらない処方（一般名処方）を推進しておりますのでご理解頂きますようお願い申し上げます。

○長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。